

第43回二五八祭 こども店長（フリーマーケット・マルシェ）

出店要項・出店品目禁止要項

出店要項

■目的

小学生を対象としたフリーマーケット・マルシェの出店企画です。

今年で43回目となる歴史ある二五八祭では毎年フリーマーケット・マルシェが名物企画で大勢の来場者が来られます。出店者の小学生にこども店長として、実際に物を売り買いすることで、お金や物の大切さやコミュニケーションを取ることの大切さを学んでいただくことを目的としています。保護者の皆さまには準備から販売までフォローに入っていただきますが、まずはこどもの自主性にまかせてあたたかく見守ってあげてください。

■出店資格

こども店長は小学生（1年生～6年生）が対象です。出店には保護者の方が出店責任者となり成人であることが条件です。「第43回二五八祭 こども店長出店要項」に記載のすべての項目を遵守できる方に限らせていただきます。

以上に該当する場合であっても、開催までの期間中に当事務局で行う書類審査結果により出店をお断りする場合があります。また応募多数の場合は抽選にて対応させていただくため出店資格を有していても出店できない場合があります。開催中は出店申込者本人以外の参加、代理出店、迷惑行為等が確認された時点で出店資格取消となり即時会場より退出となります。その他、事務局が悪質であると判断した場合、出店資格は取り消しとなります。

■応募

こども店長出店者説明会にご来場頂き、説明会の内容をしっかりとご理解頂いた上で、出店金をお支払頂き、本申込が完了となります。10月下旬頃に最終の出店者向けに直前の案内をお送りしますので、ご確認お願い致します。

■概要

開催場所：東近江市役所 本庁舎 正面玄関前（ロータリー含む）

開催日時：2019年11月3日（日）9：00～15：00

※搬入出時間は別途案内有り

募集区画：1区画（横2m×奥行2m）

合計20区画

出店費用：1000円（こども店長オリジナルエプロンプレゼント）

※当日は目印としてこども店長にオリジナルエプロンを付けていただきます。



■マルシェについて

- ・マルシェ（手作り市）となります。既製品や材料等の販売は出来ません。
- ・購入されたお客様が販売者と連絡をとれるように商品にタグ付けをお願いします。
- ・食品類のご出店に関しては食品営業許可証をお持ちの方に限ります。
（申込書に許可証記載の名前・住所・連絡先の記入をお願いします）
- ・会場内での調理、販売は禁止いたします。加工食品や焼き菓子（出来上がり品）等の販売のみと致します。
- ・専門店や露店販売店様のお申込みは出来ません。（例：たこ焼き、せんべいなど）
- ・出店品目を確認の上、マルシェに当てはまらないと運営側にて判断した場合はフリーマーケットでの受付とさせて頂く場合があります。

注意事項

- ・原則として、こども店長が販売を行ってください。
（保護者の方はできるだけお子様の自主性にまかせてフォローに入ってください）
- ・当日は常時こども店長と責任者（保護者）が出店場所にいるようにしてください。
- ・同一人物のこども店長と責任者（保護者）は複数の店舗登録はできません。
例：兄弟でこども店長に登録して保護者は一人で2店舗を見るなどの行為は禁止です
- ・こどもが対象となるため、商品1個あたりの販売金額は500円以下をお願いします。

出店禁止品目

主催者、出店者、来場者が互いに有益を損なう恐れのあるものは、下記の限りでなくとも、その場にて禁止させて頂く場合がございます。主催者側としましては、フリーマーケット・マルシェという「市」の特性上、販売方法などを厳しく規制はしませんが、モノによる規制は必要と考えております。下記禁止品目は過去の蓄積であり、主催者、出店者、来場者の間で何らかのトラブルがあった品目を中心にあげさせて頂いております。ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

- ・未加工食品（青果、肉類なども含む）・生ジュース・アルコール類
- ・くじ引き（支払いの対価を物品で行わない行為）例：はずれ等には何も渡さない
- ・水等液体を利用するもの（他道路を汚すと判断するもの）例：スーパーボールすくい等
- ・ブランド品（主に高級ブランド品で真贋によるトラブルの元となる製品・コピー商品・化粧品）
- ・盗品や法律で禁止されている物品（アダルト関連品・タレントの生写真・コンピューターソフト等）
- ・危険物（爆発物や法律で規制、禁止されているもの）
- ・薬類
- ・鉱物類
- ・生物（生き物）類
- ・出店届出品以外の物
- ・その他主催者側が不相当と判断した物品
- ・異臭、不快に感じられるもの等